

(内閣委員会)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第三九号）（衆議院

送付）要旨

本法律案は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、関係法律の整備

1 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に係る法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う。

2 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することと

する規定を設ける。

3 1及び2のほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う。

二、行政組織に関する法律の整理

1 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う。

2 こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、こども家庭庁設置法の施行の日から施行する。